



25 予危第 413 号  
平成 25 年 12 月 11 日

一般社団法人  
東京建設業協会  
会長 近藤 晴貞 様

東京消防庁  
予防部長 荒井 伸 幸



ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの作成・貼付について（依頼）

平素より火災予防につきまして特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 8 月 15 日に発生した福知山花火大会火災を受けたガソリン携行缶の安全対策については、消防庁より「ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について」（平成 25 年 10 月 4 日消防危第 177 号）のとおり示され、ガソリン携行缶の製造・販売関係団体を通じて当該表示の取組について関係者に協力を求めており、これを受けて、原則として 12 月以降においては当該表示がなされたガソリン携行缶が製造・販売されることとなっているところです。

一方、既に販売済みのガソリン携行缶については、このたび消防庁より別添えのとおり「ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの配布について」（平成 25 年 11 月 21 日消防危第 201 号）が示されました。これを受けて、当庁においてもホームページに注意表示シールが作成できるコンテンツを掲示しました。

つきましては、当庁ホームページを参考に本注意表示シールの貼付されていないガソリン携行缶に対して、ガソリンの注油等の機会をとらえて、本注意表示シールを貼付するよう、貴協会の会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

注意表示シール作成コンテンツ掲載場所の URL:

[http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office\\_adv/gasoline2.pdf](http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/gasoline2.pdf)

お問合せ先

〒100-8119 千代田区大手町 1-3-5  
東京消防庁 予防部  
電話 03-3212-2111 (代)  
危険物課保安規制係 佐藤 柳  
内線 4842 4829



消防危第 201 号  
平成 25 年 11 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長  
(公印省略)

ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの配布について

平成 25 年 8 月 15 日に発生した福知山花火大会火災を受けたガソリン携行缶の安全対策については「ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について」(平成 25 年 10 月 4 日消防危第 177 号)(以下「177 号通知」という。)で通知したところであり、このうち、ガソリン携行缶本体のシール等による注意表示については、危険物保安技術協会で開催された「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」(委員長:須川修身諏訪東京理科大学教授)の検討結果を踏まえ、ガソリン携行缶の製造・販売関係団体を通じて当該表示の取組みについて関係者に協力を求めているところです。これを受けて、危険物保安技術協会においては、危険物保安技術協会の試験確認を受けているガソリン携行缶の製造事業者等に対し、流通・在庫品等に貼付するための注意表示シールを既に作成・配布する等の積極的な取組みが進められているところであり、これらの取組みにより、原則として 12 月以降においては当該表示がなされたガソリン携行缶が製造販売されることとなっているところです。

一方、既に販売済みのガソリン携行缶については、このたび、ガソリンスタンド等において注油等の機会にガソリン携行缶に注意表示シールを貼付することを目的として、一般財団法人全国危険物安全協会に要請し、ガソリン携行缶本体に貼付する注意表示シールを約 150 万枚印刷して、各都道府県危険物安全協会連合会の協力のもと、地区危険物安全協会等を通じて全国の消防機関に下記のとおり配布されることとなりました。

また、ガソリンスタンド等において本注意表示シールを貼付する取組みについては、石油連盟、全国石油商業組合連合会、全国農業協同組合連合会に別添のとおり依頼しており、各団体等から会員のガソリンスタンド等に周知が図られる予定です。

つきましては、本趣旨にご理解をいただき、管内のガソリンスタンド等への配布等、本注意表示シールを活用していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨お知らせくださいますようお願いいたします。



## 記

### 1 配布される注意表示シール

別紙1のとおり。

なお、ガソリンスタンドで貼付しやすいよう、177号通知で示したシールよりも小さいサイズとなっています。

### 2 配布枚数

全国約36,000箇所のガソリンスタンド等（給油取扱所のうち、航空機給油取扱所、船舶給油取扱所、鉄道又は軌道給油取扱所、自家用給油取扱所を除いたもの）に配布するため、各消防機関につき、管内のガソリンスタンド等に対し各40枚の配布を想定して算出した枚数に各消防機関用として50枚程度を加えた枚数。

### 3 配布時期

一般財団法人全国危険物安全協会から、11月中旬に各都道府県危険物安全協会連合会・地区危険物安全協会等を通じて配布されます。

### 4 その他

(1) 危険物保安技術協会からは、各ガソリンスタンド等やホームセンター等での掲示用として、ガソリン携行缶の安全な取扱いに係るポスターが同時期に配布される予定ですので、併せて各ガソリンスタンド等に配布及び掲示の呼びかけをお願いします。

(2) 消防庁ホームページにもタックシール印刷等により容易に注意表示シールを作成できるコンテンツを別紙2のとおり掲載しましたので、使用者等が自ら作成・貼付することも可能です。なお、管内の多数の携行缶を使用している事業者（運送業、製造業、建設業等）に対しては、立入検査等の機会を通じてガソリン携行缶の使用上の留意事項に係る注意喚起及び自ら注意表示シールを作成・貼付するよう呼びかけをお願いします。

注意表示シール作成コンテンツ掲載場所のURL:

<http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/kikenbutsu.pdf>

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：中嶋、各務、森

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

# **！噴出注意！**

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

(一財)全国危険物安全協会

縦 51 × 横 68mm

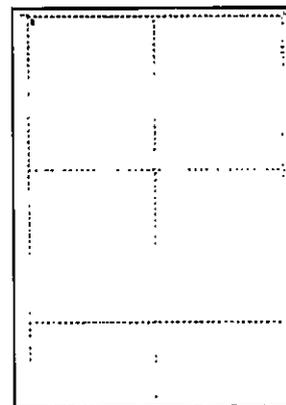
## ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの作成方法

## 市販のラベルシール等に印刷する方法

## 1. 印刷するラベルシートのテンプレートを用意する。

Microsoft Word 2010 を用いる場合は、次の操作をすると印刷するラベルシートのテンプレートが表示されます。

[差し込み文書]→[差し込み印刷の開始]→[ラベル]  
→[ラベルの製造元]で使用するラベルシートの製造元を選択  
→[製造番号]を選択



## 2. ラベルシートのテンプレートにデザインを配置する。

Microsoft Word 2010 を用いる場合は、左上のラベルにデザインを配置し、次の操作をすると全てのラベルにデザインが配置されます。

[差し込み文書]→ [ラベル]→[新規文書]



## 3. 白い余白が気になる場合は、表全体（ラベル全体）を選択し、黄色で塗りつぶす。

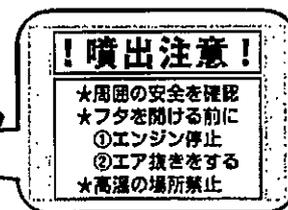
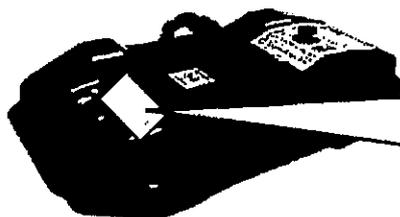
Microsoft Word 2010 を用いる場合は、表全体（ラベル全体）を選択し、次の操作をすると白い余白が黄色で塗りつぶされます。

[デザイン]→ [塗りつぶし]→ を選択



## 4. 印刷すれば、ラベルシールの完成

ガソリン携行缶本体の注油口付近でユーザーに目立つ場所に貼り付けてください。



# ！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

噴出注意

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
  - ①エンジン停止
  - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

- ！噴出注意！
- ★周囲の安全を確認
  - ★フタを開ける前に
    - ①エンジン停止
    - ②エア抜きをする
  - ★高温の場所禁止



消防危第 200 号  
平成 25 年 11 月 21 日

石油連盟会長  
全国石油商業組合連合会会長  
全国農業協同組合連合会燃料部長 } 殿

消防庁危険物保安室長

ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの配布について

平素から消防行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 8 月 15 日に発生した福知山花火大会火災を受けたガソリン携行缶の安全対策については「ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について」（平成 25 年 10 月 4 日消防危第 177 号）（以下「177 号通知」という。）で通知したところであり、このうち、ガソリン携行缶本体のシール等による注意表示については、危険物保安技術協会で開催された「ガソリン携行缶の使用上の注意事項に関する検討会」（委員長：須川修身諏訪東京理科大学教授）の検討結果を踏まえ、ガソリン携行缶の製造・販売関係団体を通じて当該表示の取組みについて関係者に協力を求めており、原則として 12 月以降においては当該表示がなされたガソリン携行缶が製造販売されることとなっているところです。

一方、既に販売済みのガソリン携行缶については、このたび、ガソリンスタンド等において注油等の機会にガソリン携行缶に注意表示シールを貼付することを目的として、一般財団法人全国危険物安全協会に要請し、ガソリン携行缶本体に貼付する注意表示シールを約 150 万枚印刷して、各都道府県危険物安全協会連合会の協力のもと、地区危険物安全協会等を通じて全国の消防機関に別添<sup>\*</sup>のとおり配布されることとなりました。

つきましては、消防機関からガソリンスタンド等に本注意表示シールが配布される予定ですので、本趣旨にご賛同をいただき、別紙を参考に本注意表示シールの貼付されていないガソリン携行缶に対してガソリンの注油等の機会に、本注意表示シールを貼付する取組みについて、貴会会員に対し、周知とご協力を賜りますようお願いいたします。

※平成 25 年 11 月 21 日付け消防危第 200 号の別添は、  
平成 25 年 11 月 21 日付け消防危第 201 号のため省略

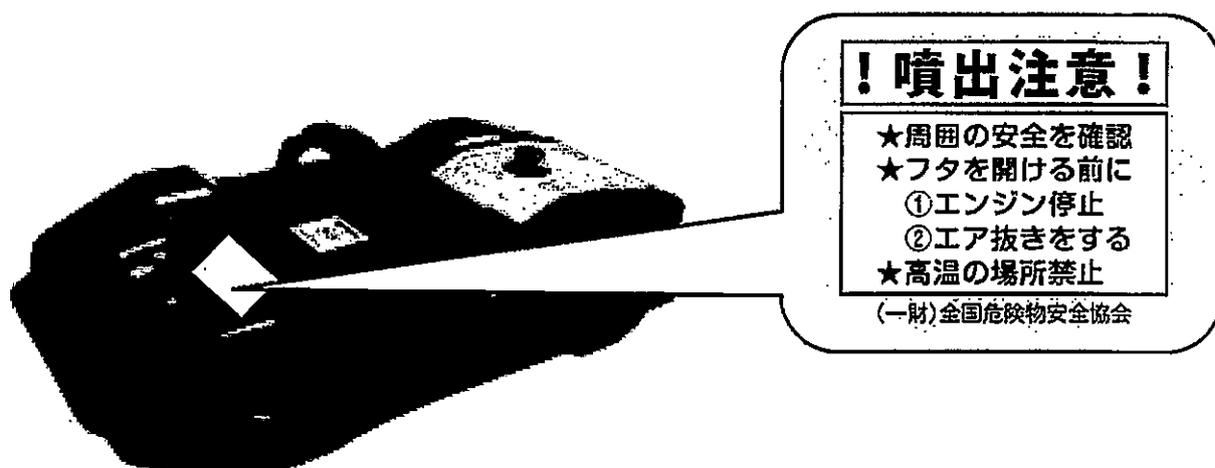
## ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの貼付方法

ガソリンスタンド等において、顧客がガソリン携行缶にガソリンを注油しに来た際に、注意表示シールの貼り付けをお願いします。

### 【注意表示シールの貼り付ける場所】

ガソリン携行缶本体の注油口付近でユーザーに目立つ場所に貼り付けてください。

(例)



### 留意事項

- ガソリン携行缶の容量が小さい場合、注油口付近に注意表示シールがうまく貼れないことがあります。その場合は、注油口付近ではなくても、ユーザーに目立つ場所に貼り付けてください。
- ガソリン携行缶がガソリンで汚れており、注意表示シールの貼り付けが難しい場合は、ぞうきん等でガソリンを拭き取った後貼り付けるか、顧客に注意表示シールを渡して自ら貼り付けるよう依頼してください。
- ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シールの作成方法は消防庁 HP (<http://www.fdma.go.jp/html/life/pdf/kikenbutsu.pdf>) に掲載しており、自ら作成することもできます。